



山形県公報

平成17年4月1日(金)

号 外(22)

目 次

合 同 訓 令

山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令..... 1

合 同 訓 令

- 山形県訓令第13号
- 山形県議会訓令第1号
- 山形県選挙管理委員会訓令第1号
- 山形県人事委員会訓令第1号
- 山形県監査委員訓令第2号
- 山形県労働委員会訓令第1号
- 山形県海区漁業調整委員会訓令第1号
- 山形県内水面漁場管理委員会訓令第1号

本 庁
出 先 機 関
議 会 事 務 局
各 委 員 会 事 務 局
監 査 委 員 事 務 局

山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年4月1日

山 形 県 知 事	齋 藤 弘
山 形 県 議 会 議 長	今 井 榮 喜
山形県選挙管理委員会委員長	熊 谷 誠
山形県人事委員会委員長	古 澤 茂 堂
山形県代表監査委員	加 藤 淳 二
山形県労働委員会会長	濱 田 宗 一
山形県海区漁業調整委員会会長	齋 藤 辰 男
山形県内水面漁場管理委員会会長	設 楽 作 巳

山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

山形県職員安全衛生管理規程 昭和49年4月 県訓令第13号
 県議会訓令第1号
 県選挙管理委員会訓令第18号
 県人事委員会訓令第1号
 県監査委員訓令第2号
 県地方労働委員会訓令第1号
 県海区漁業調整委員会訓令第1号
 県内水面漁場管理委員会訓令第1号

の一部を次のように改正す

る。

第2条第4号、第8条第3項及び第10条第1項中「本庁各課」を「本庁各課室」に改める。

第17条第1項第2号中「農業試験場」を「農業総合研究センター」に改め、同項第4号中「本庁各課」を「本庁各課室」に改める。

第32条中「本庁各課」を「本庁各課室」に改める。

第48条の見出し中「病状報告書」を「病状報告書等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 職員安全衛生管理者は、職員が死亡した場合において、今後の職員の安全及び健康の管理に資するため必要があると認めるときは、当該職員の所属長に対し、死亡報告書(別記様式第5号の2)の提出を求めることができる。

別表第1村山総合支庁の項中「産業経済総務課」を「産業企画課」に、「農業普及課」を「農業技術普及課」に、「西村山農業普及課」を「西村山農業技術普及課」に、「北村山農業普及課」を「北村山農業技術普及課」に改め、同表最上総合支庁の項中「産業経済総務課」を「産業企画課」に、「農業普及課」を「農業技術普及課」に、

保健福祉環境部の保健企画課及び地域保健予防課	総合支庁長	総合支庁長	保健所長	保健企画課長	を
保健福祉環境部の保健企画課及び地域保健予防課	総合支庁長	総合支庁長	保健所長	保健企画課長	に改め、同表
産業経済部農業技術普及課 産地研究室	室長	室長	所属長の次席の職	所属長の次席の職	

置賜総合支庁の項中「産業経済総務課」を「産業企画課」に、

産業経済部農業普及課	課長	課長	所属長の次席の職	所属長の次席の職	を
産業経済部産地研究課	課長	課長	所属長の次席の職	所属長の次席の職	に、「西置賜
産業経済部農業技術普及課	課長	課長	所属長の次席の職	所属長の次席の職	
産業経済部農業技術普及課 産地研究室	室長	室長	総務専門員	総務専門員	

農業普及課」を「西置賜農業技術普及課」に改め、同表庄内総合支庁の項中「産業経済総務課」を「産業企画課」

産業経済部農業普及課	課長	課長	所属長の次席の職	所属長の次席の職	を
産業経済部酒田農業普及課	課長	課長	所属長の次席の職	所属長の次席の職	
産業経済部農業技術普及課	課長	課長	所属長の次席の職	所属長の次席の職	に改める。
産業経済部農業技術普及課 産地研究室	室長	室長	所属長の次席の職	所属長の次席の職	
産業経済部酒田農業技術普及課	課長	課長	所属長の次席の職	所属長の次席の職	

別記様式第5号中

療養区分		を
療養区分		に改める。
病名等		

別記様式第5号の次に次の1様式を加える。

別記様式第5号の2

年 月 日

職員安全衛生管理者 殿

所属長

印

死 亡 報 告 書

職員が死亡したので、下記のとおり報告します。

記

区 分	摘 要
職 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日(歳)
性 別	男 ・ 女
死 亡 日 時	年 月 日 時 分
死 亡 原 因	
死 亡 前 の 病 状	
死 亡 前 の 勤 務 状 況	

添付書類 死亡診断書又は死体検案書の写し

備考 1 「死亡前の病状」欄は、死亡原因が病気である場合に、その病名、発病の時期、手術等について、死亡するまでの経過の概要を記入すること。

2 「死亡前の勤務状況」欄は、休暇、時間外勤務の状況等について、死亡するまでの概要を時系列順に記入すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

平成17年4月1日印刷
平成17年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056